

## 負担限度額認定証の申請について

平成27年度介護保険法の改正によって、特定入所者介護(介護予防)サービス費の利用者負担額の上限ならびに負担限度額認定対象の要件が変更されることとなりました。

変更内容は下記のとおりです。

### ◆平成27年8月からの自己負担額の上限

利用者 負担段階	負担限度額 (日 額)						
	食 費	居 住 費					
		ユニット型		従来型個室		多 床 室	
	個 室	準個室	特 養	老 健 療養型	特 養	老 健 療養型	
第4段階	負担限度額なし(施設との契約額を支払うこととなります。)						
基準費用額	1,380円	1,970円	1,640円	1,150円	1,640円	840円	370円
第3段階	650円	1,310円	1,310円	820円	1,310円	370円	370円
第2段階	390円	820円	490円	420円	490円	370円	370円
第1段階	300円	820円	490円	320円	490円	0円	0円

対象となるサービス

◎上表“特養”の金額を適用

- ・介護老人福祉施設
- ・短期入所生活介護
- ・地域密着型介護老人施設生活介護

◎上表“老健、療養型”の金額を適用

- ・介護老人保健施設
- ・短期入所療養介護
- ・介護療養型医療施設

### ◆平成28年8月からの負担限度額認定要件

利用者 負担段階	認 定 要 件(※1)
第3段階	●世帯全員が市町村民税非課税で、第2段階以外の方
第2段階	●世帯全員が市町村民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額と遺族年金および障害年金収入額の合計金額が80万円以下の方
第1段階	●老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市町村民税非課税の方 ●生活保護を受給されている方
第1～3段階 共通の要件	●配偶者(※2)も市町村民税非課税であり、預貯金等(※3)の保有金額が単身で1,000万円、夫婦で2,000万円以下であること

※1 第4段階(課税世帯に属する方)は制度の対象となりません。

※2 世帯分離していても、配偶者として判定されます(預貯金等金額も夫婦で判定されます)。また、婚姻届を提出していない事実婚も含みます。

※3 預貯金等とは、預貯金(普通、定期)、有価証券、投資信託、金や銀(時価評価額が容易に判る貴金属)、タンス貯金を含みます。添付書類は必要ですが、負債も考慮されます。

【 裏面の注意事項を必ずお読みください 】

## 【 申請にあたっての注意事項 】

●申請書に必要事項の記入漏れや添付漏れ等、表面記載の認定要件が確認できない場合においては、制度の対象と認定することができません。申請にあたっては、ご確認のうえで提出するようにしてください。

●虚偽の記載や申告等によって、不正に特定入所者介護(介護予防)サービス費の支給を受けた場合は、支給された金額を返還していただくことになります。特に悪質な不正があると判断された場合、加算金(最大で支給された金額の2倍の額)を含んで返還していただきます。

●すでに認定証の交付を受けられている方の世帯状況に変動があつて、認定要件を満たさなくなった場合(課税されている世帯への転入、課税されている方の転入等)は、速やかに南三陸町保健福祉課へ連絡のうえで、認定証を返却ください。こちらで確認のうえ、世帯状況に変動があつた翌月以降は制度の対象にならないよう手続きさせていただきます。なお、この手続きを忘れていた場合であっても、要件に該当しなくなった翌月からの支給分については返還していただきますので、あらかじめご了承ください。

●上記の返還については最大5年間遡って適用されます。

## 【提出前に確認を】

申請書 (記載漏れや、押印忘れはありませんか?)

同意書 (記載漏れや、押印忘れはありませんか?)

添付書類

(通帳写しは直近1年分且つ申請日1ヶ月以内が記帳されていますか?)

(複数保有している資産について、個々の添付書類は揃っていますか?)

(配偶者の通帳写しは添付していますか?)

※配偶者の住所地が南三陸町以外の場合は、別途配偶者の「課税証明書」が必要となります。

※申請書を審査したうえで結果を送付させていただきます。認定された場合、申請を受け付けた月の初日から制度が適用されます。審査の結果制度の対象とならないこともありますのでご了承ください。